

御嵩町議会議員選挙及び御嵩町長選挙

公費負担の手引き

(選挙運動用自動車、ビラ及びポスター)

御嵩町選挙管理委員会

令和5年5月17日版

はしがき

この手引きは、御嵩町議会議員選挙及び御嵩町長選挙において、候補者の選挙運動費用の一部を公職選挙法に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続き等を説明したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した業者等は、この手引きを参照のうえ、必要な手続きを行ってください。

目 次

- 1 選挙運動の公費負担とは
 - (1) 公費負担制度の趣旨
 - (2) 公費負担の概要
 - (3) 公費負担の種類
 - (4) 公費負担の対象となる候補者
 - (5) 公費負担手続きの流れ

- 2 選挙運動の公費負担の手続き
 - (1) 公費負担の手続きに共通の注意事項
 - (2) 選挙運動用自動車の使用
 - (3) 選挙運動用ビラの作成
 - (4) 選挙運動用ポスターの作成

1 選挙運動の公費負担とは

(1) 公費負担制度の趣旨

公職選挙法（以下「法」という。）は、選挙運動について種々の規制を加えていますが、それでも、選挙には巨額な費用がかかり、それが選挙の腐敗に大きな原因になるといわれています。そこで、法では、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、国又は地方公共団体がその費用を負担するなどの選挙運動の公費負担制度（以下「制度」という。）を採用しています。

(2) 公費負担制度の概要

この制度は、御嵩町議会議員選挙及び御嵩町長選挙に関して、候補者及び契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、御嵩町が各契約業者に直接その費用をお支払いするものです。

(3) 公費負担の種類

御嵩町議会議員選挙及び御嵩町長選挙において、候補者が行う次の3つの選挙運動に関する費用については、法及び公職選挙法施行令（以下「令」という。）並びに御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「条例」という。）で、一定の限度まで公費で負担することと定められており、候補者との契約の相手方である業者等に対して直接支払う方式がとられています。

ア 選挙運動用の自動車の使用

個別契約方式（自動車の借入、燃料の供給、運転手の雇用）

イ 選挙運動用ビラの作成

ウ 選挙運動用ポスターの作成

なお、上記イ及びウに要する経費は、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入（収支報告書に計上）しなければなりませんので留意してください。

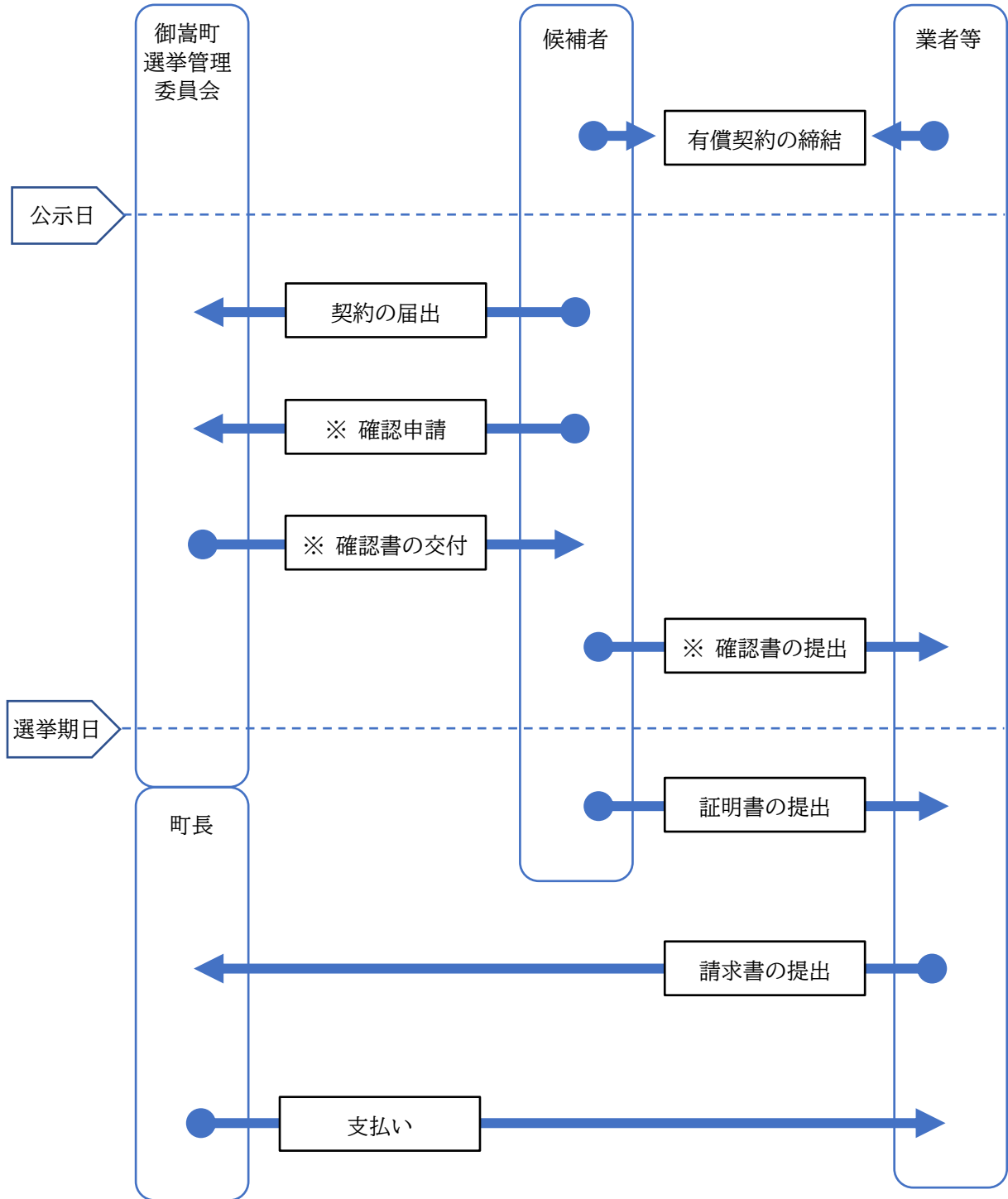
(4) 公費負担の対象となる候補者

この制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

(5) 公費負担手続きの流れ

ア 概要図



※ 候補者が、「自動車の燃料の供給」、「ビラの作成」、「ポスターの作成」の公費負担を請求する場合は、確認申請が必要です。

イ 候補者が作成し、提出する必要がある書類

(ア) 自動車の借入れ、運転手の雇用の場合

提出時期	書類（添付書類）	提出先
立候補届出後直ちに （又は契約後直ちに）	契約届出書 （契約書の写し）	町選挙管理委員会
選挙期日後速やかに	使用証明書	自動車の貸主、運転手

(イ) 燃料の供給の場合

提出時期	書類（添付書類）	提出先
立候補届出後直ちに （又は契約後直ちに）	契約届出書 （契約書の写し）	町選挙管理委員会
契約届出後	確認申請書	町選挙管理委員会
	確認書	燃料供給業者
選挙期日後速やかに	使用証明書 （給油伝票の写し）	

(ウ) ビラ、ポスター作成の場合

提出時期	書類（添付書類）	提出先
立候補届出後直ちに （又は契約後直ちに）	契約届出書 （契約書の写し）	町選挙管理委員会
契約届出後	確認申請書	町選挙管理委員会
	確認書	ビラ作成業者 ポスター作成業者
選挙期日後速やかに	作成証明書	

ウ 業者が作成し、提出する必要がある書類

(ア) 自動車の借入れ、運転手の雇用の場合

提出時期	書類（添付書類）	提出先
選挙期日後速やかに （15日以内）	請求書、請求内訳書 （使用証明書）	御嵩町（町長宛て）

(イ) 燃料の供給の場合

提出時期	書類（添付書類）	提出先
給油の際	給油伝票	候補者
選挙期日後速やかに （15日以内）	請求書、請求内訳書 （使用証明書） （給油伝票の写し） （確認書）	御嵩町（町長宛て）

(ウ) ビラ、ポスター作成の場合

提出時期	書類（添付書類）	提出先
契約締結の際	作成費用の明細がわかるもの	候補者
選挙期日後速やかに （15日以内）	請求書、請求内訳書 （作成証明書） （確認書） （売上伝票等の写し）	御嵩町（町長宛て）

2 選挙運動の公費負担の手続き

(1) 公費負担の手続きに共通の注意事項

制度に利用にあたっては、次のアからオの制限があります。

ア 公費の負担が受けられる対象は限定されています。

候補者が、次のものを使用又は作成する場合は、公費の負担が受けられます。

(ア) 選挙運動用の自動車の使用

個別契約方式（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用）

(イ) 選挙運動用ビラの作成

(ウ) 選挙運動用ポスターの作成

イ 公費の負担が受けられる額には、限度があります。

本来、選挙運動に関する金額の制限は、選挙運動に関する支出の制限額（法定制限額）であり、選挙運動を通じてこの範囲内であればビラ及びポスターの作成について金額の制限はありません。また、選挙運動用の自動車の使用については、選挙運動に関する支出には含まれないこととされていますので、この法定制限額の適用も受けません。

しかし、公費の負担が受けられる金額の限度はそれぞれ法及び令並びに条例で定められており、その限度額の範囲内で実際に要した費用に対し公費負担が受けられます。

ウ 必ず有償契約が締結されていなければなりません。

公費の負担を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、御嵩町選挙管理委員会へ届出を提出する必要があります。

無償の場合には、公費負担の対象とはなりません。

エ 公費の負担を受けるには、所定の手続きが必要です。

公費負担の対象となる費用は、業者等からの請求に基づいて町から業者等に支払いますが、この支払いを受けるためには契約の届出から請求まで、定められた手続きを行う必要があります。

オ 供託物が没収される場合には、公費負担の対象になりません。

候補者が行う選挙運動に関する公費負担は、その候補者の供託物が没収となる場合

には、公費負担の対象となりません。候補者が一定の得票数（供託物没収点）に達しないときは、供託物は没収となります。なお、供託物没収点は次の式で計算されます。

- 町議会議員選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \div \text{議員定数 (12人)} \times 1/10$
- 町長選挙における供託物没収点 $\text{有効投票数} \times 1/10$

(2) 選挙運動用自動車の使用（法 141⑦、令 109 の 4）

ア 選挙運動用自動車とは

法第 141 条第 1 項に規定されており、御嵩町選挙管理委員会の交付する表示を付けて使用する自動車のことです。

イ 選挙運動用自動車における公費負担の概要

区分		公費負担の対象	公費負担の限度額	備考
選挙運動用自動車の使用	自動車の借入契約 (レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日1台に限る)	(1日) 8,050円×5日 = <u>40,250円</u>	
	燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	(1日) 3,850円×5日 = <u>19,250円</u>	
	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日1人に限る)	(1日) 6,250円×5日 = <u>31,250円</u>	

※選挙運動期間（公示日から選挙期日の前日まで）中に使用する場合は費用が対象となります。

※無投票の場合は、公費負担の限度は1日分（告示日のみ）に限られます。

※燃料の供給に係る限度額は、御嵩町選挙管理委員会から「確認」を受けた金額となります。確認金額は、上表の公費負担の限度額の欄の範囲内となります。

ウ 上表に掲げる選挙運動用自動車の使用（個別契約方式-自動車の借入れ契約）

（ア）注意事項

- （i）同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の貸出を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。
- （ii）候補者が使用する選挙運動用自動車以外の自動車の借入にかかる費用、例えば、予備車の借入費用、資材を運搬するために借りたトラックの費用などは対象外です。また、使用する自動車に対して施す塗装や拡声器、看板の取付け費用などは対象外です。
- （iii）道路運送法第 80 条第 2 項には「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがあります。

（イ）契約の締結と届出

候補者と自動車の貸主が契約を締結したときには（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、御嵩町選挙管理委員会に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書（別記様式第 1 号）」を提出してください。この契約届出書には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書の写し」は申込書等の写しでも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、車種、自動車登録番号（車両番号）、自動車の運送期間、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、自動車の貸主の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

（ウ）使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、選挙期日後速やかに、自動車の貸主に「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（別記様式第 10 号）」を提出してください。

（エ）請求

自動車の貸主は、候補者の供託物が没収とならないことを確認したうえで、選挙期日後 15 日以内に、御嵩町に「請求書（別記様式第 15 号）」と「請求内訳書（別記様式第 15 号の 2）」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）（別記様式第 10 号）」を添付してください。

（オ）支払い

御嵩町は、正当な請求書を受領した日から 60 日以内に自動車の貸主の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

エ 上表に掲げる選挙運動用自動車の使用（個別契約方式-燃料の供給）

（ア）注意事項

- （i）同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が燃料の販売を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。
- （ii）候補者が使用する選挙運動自動車以外の自動車の燃料代、例えば、伴走車や選挙運動用自動車ではない候補者・選挙運動員・労務者の自家用車などに給油する燃料に要する費用は対象外です。
- （iii）給油日が選挙期日だった場合は対象外です。

（イ）契約の締結と届出

候補者と燃料供給事業者が契約を締結したときには（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、御嵩町選挙管理委員会に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書（別記様式第1号）」を提出してください。この契約届出書には燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号（車両番号）を記載し、「契約書の写し」を添付してください。

「契約書の写し」は申込書等の写しでも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、燃料の種類、供給期間、1リットルあたりの単価など）と当事者の意思（候補者の申込意思、燃料供給業者の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

（ウ）確認

公費負担を受けられる燃料代は、3,850円×選挙運動期間（通常5日間）の範囲内に限られます。供給を受ける燃料の代金が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書（別記様式第4号）」を御嵩町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

燃料代が限度内であることを確認した御嵩町選挙管理委員会は、「選挙運動用自動車燃料代確認書（別記様式第7号）」を交付しますので、この確認書を燃料供給業者に提出してください。なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に自動車登録番号（車両番号）が記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

（エ）使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、選挙期日後速やかに、燃料供給業者に「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（別記様式第11号）」を提出してください。このとき、給油の際に燃料供給業者から受領した伝票（日付、自動車登録番号（車両番号）、燃料の供給量、金額が記載されたもの）の写しを添付してください。

(オ)請求

燃料供給業者は、候補者の供託物が没収とならないことを確認したうえで、選挙期日後 15 日以内に、御嵩町に「請求書（別記様式第 15 号）」と「請求内訳書（燃料代）（別記様式第 15 号の 3）」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）（別記様式第 11 号）」と「給油伝票の写し」及び「選挙運動用自動車燃料代確認書（別記様式第 7 号）」を添付してください。

(カ)支払い

御嵩町は、正当な請求書を受領した日から 60 日以内に燃料供給業者の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

オ 上表に掲げる選挙運動用自動車の使用（個別契約方式-運転手の雇用）

(ア)注意事項

(i) 同一生計の親族が契約の相手方である場合は、その親族が自動車の運転を事業として営んでいる場合に限って公費負担の対象となります。

(ii) 候補者が使用する選挙運動自動車以外の自動車の運転手に支払う報酬、例えば、資材を運搬するために借りたトラックの運転手に支払う報酬、運転手以外の車上運動員に支払う報酬などは対象外です。

また、企業や団体と派遣契約を締結して派遣を受けた運転手に要する費用も対象外です。

(イ)契約の締結と届出

候補者と運転手が契約を締結したときには（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、御嵩町選挙管理委員会に「選挙運動用自動車の使用の契約届出書（別記様式第 1 号）」を提出してください。この契約届出書には「契約書の写し」を添付してください。

「契約書の写し」は申込書等の写しでも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、雇用期間、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、運転手の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

(ウ)使用証明の提出

候補者は、使用の実績に基づいて、選挙期日後速やかに、運転手に「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）（別記様式第 12 号）」を提出してください。

(エ)請求

運転手は、候補者の供託物が没収とならないことを確認したうえで、選挙期日

後 15 日以内に、御嵩町に「請求書(選挙運動用自動車の使用)(別記様式第 15 号)」と「請求内訳書(運転手の雇用)(別記様式第 15 号の 4)」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)(別記様式第 12 号)」を添付してください。

(オ)支払い

御嵩町は、正当な請求書を受理した日から 60 日以内に運転手の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

(3) 選挙運動用ビラの作成（法 142⑩、令 109 の 8）

ア 選挙運動用ビラとは

法第 142 条第 1 項に規定されており、御嵩町選挙管理委員会から交付される証紙を貼って頒布するビラのことです。

イ 公費負担の対象及び注意事項

(ア) 対象となるのは、候補者の選挙運動用ビラの作成費用です。

(イ) 候補者の選挙用ビラ以外のビラ（後援会のビラなど）を作成するための費用や他の印刷物（パンフレット、名刺、封筒など）の作成費用は対象外です。

(ウ) ビラ作成費用には、写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、その内訳は、契約書等にて細かく記載してください。

ウ 公費負担の限度

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	3 円 87 銭 … ①	(町議会議員選挙) 1,600 枚 … ② (町長選挙) 5,000 枚 … ②

※公費負担の額は、「作成単価」×「確認枚数」で計算されます。

※ビラの作成に係る限度額における確認枚数は、御嵩町選挙管理委員会から「確認」を受けた枚数となります。確認枚数は、上表の枚数の上限欄の範囲内となります。

【例 1】町長選挙運動用ビラ 6,000 枚の作成を 20,000 円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、 $20,000 \text{ 円} \div 6,000 \text{ 枚} = 3 \text{ 円 } 33 \text{ 銭}$ になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $3 \text{ 円 } 33 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = 16,650 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分 3,350 円は候補者の負担になります。

【例 2】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 41,000 円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、 $41,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 20 \text{ 銭}$ になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $3 \text{ 円 } 87 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = 19,350 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 21,650 円は候補者の負担になります。

エ 契約の締結と届出

候補者とビラ作成業者が契約を締結したときには（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、御嵩町選挙管理委員会に「選挙運動用ビラ作成契約届出書（別記様式第2号）」を提出してください。この契約届出書には「契約書の写し」とビラ作成費用の明細がわかるものを添付してください。

「契約書の写し」は申込書等の写しでも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、作成業者の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

ビラ作成費用の明細がわかるものには、ビラ作成にかかる費用の内訳（写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費など）を記載してください。

オ 確認

公費負担を受けられるビラの作成枚数は、選挙ごとに上表の枚数の上限欄の範囲内に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（別記様式第5号）」を御嵩町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

枚数が限度内であることを確認した御嵩町選挙管理委員会は、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書（別記様式第8号）」を交付しますので、この確認書を作成業者に提出してください。

カ 作成証明の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、選挙期日後速やかに、作成業者に「選挙運動用ビラ作成証明書（別記様式第13号）」を提出してください。

キ 請求

作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後15日以内に、御嵩町に「請求書（別記様式第16号）」と「請求内訳書（別記様式第16号の2）」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「選挙運動用ビラ作成証明書」と「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」を添付するとともに、納品書や売上伝票といった「請求内容が確認できる書面の写し」も添付してください。

ク 支払い

御嵩町は、正当な請求書を受理した日から60日以内に運転手の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる可能性があります。

(4) 選挙運動用ポスターの作成（法 143④、令 110 の 4）

ア 選挙運動用ポスターとは

法第 143 条第 1 項第 4 号の 3 及び第 5 号に規定されており、御嵩町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターのことです。

イ 公費負担の対象及び注意事項

(ア) 対象となるのは、公設のポスター掲示場に掲示する上記アの候補者用ポスターの作成費用です。

(イ) 上記 (ア) 以外のポスター（個人演説会の会場内に掲示するためのポスター、後援会のポスターなど）を作成するための費用や他の印刷物（パンフレット、名刺、封筒など）の作成費用は対象外です。

(ウ) ポスター作成費用には、写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費などを含めることができますが、その内訳は、契約書等にて細かく記載してください。

ウ 公費負担の限度

公費負担の対象	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の少ない方の額) × (作成枚数と②の少ない方の枚数)	$270 \text{ 円 } 66 \text{ 銭} \times 41 \text{ 枚} + 158,125 \text{ 円}$ 41 (ポスター掲示場数) =4,128 円… ①	41 枚 … ②

※公費負担の額は、「作成単価」×「確認枚数」で計算されます。

※ポスターの作成に係る限度額における確認枚数は、御嵩町選挙管理委員会から「確認」を受けた枚数となります。確認枚数は、上表の枚数の上限欄の範囲内となります。

【例 1】 選挙運動用ポスター100 枚の作成を 850,000 円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、 $850,000 \div 100 \text{ 枚} = 8,500 \text{ 円}$ になります。

この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $4,128 \text{ 円} \times 41 \text{ 枚} = 169,248 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分 680,752 円は候補者の負担になります。

【例 2】 選挙運動用ポスター100 枚の作成を 400,000 円で契約した場合

1 枚あたりの作成単価は、 $400,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 4,000 \text{ 円}$ になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $4,000 \text{ 円} \times 41 \text{ 枚} = 164,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分 236,000 円は候補者の負担になります。

エ 契約の締結と届出

候補者とポスター作成業者が契約を締結したときには（立候補の届出前に契約を締結したときは立候補の届出後直ちに）、御嵩町選挙管理委員会に「選挙運動用ポスター作成契約届出書（別記様式第3号）」を提出してください。この契約届出書には「契約書の写し」とポスター作成費用の明細がわかるものを添付してください。

「契約書の写し」は申込書等の写しでも構いませんが、契約の内容（契約の当事者、規格、作成枚数、納期、金額など）と当事者の意思（候補者の申込意思、作成業者の承諾意思）が明らかにされている必要があります。

ポスター作成費用の明細がわかるものには、ポスター作成にかかる費用の内訳（写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費、管理費など）を記載してください。

オ 確認

公費負担を受けられるポスターの作成枚数は、選挙区のポスター掲示場数に限られます。作成する枚数が候補者ごとに通算して限度内であることについて、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（別記様式第6号）」を御嵩町選挙管理委員会に提出して確認を受ける必要があります。

枚数が限度内であることを確認した御嵩町選挙管理委員会は、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書（別記様式第9号）」を交付しますので、この確認書を作成業者に提出してください。

なお、公費負担の適用を受ける作成枚数の限度は、選挙運動用ポスターの作成枚数のほか個人演説会告知用ポスターの作成枚数を含めておりますので、選挙運動用ポスターと個人演説会告知用ポスターを1枚の紙に合わせて作成した場合には、ポスター掲示場数まで作成し確認を受けられますが、それぞれ別に作成した場合には両者の作成枚数を合わせてポスター掲示場数までしか確認を受けられません。

カ 作成証明の提出

候補者は、作成の実績に基づいて、選挙期日後速やかに、作成業者に「選挙運動用ポスター作成証明書（別記様式第14号）」を提出してください。

キ 請求

作成業者は、候補者の供託物が没収にならないことを確認したうえで、選挙期日後15日以内に、御嵩町に「請求書（選挙運動用ポスターの作成）（別記様式第17号）」と「請求内訳書（別記様式第17号の2）」を提出してください。このとき、候補者から提出を受けた「選挙運動用ポスター作成証明書」と「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」を添付するとともに、納品書や売上伝票といった「請求内容が確認できる書面の写し」も添付してください。

ク 支払い

御嵩町は、正当な請求書を受理した日から60日以内に運転手の指定した口座に入金します。ただし、書類不備などで補正が必要となった場合には、支払日が変更になる

可能性があります。